

## 第21回国語分科会漢字小委員会・議事録

平成20年5月12日（月）  
午後2時～午後4時  
経済産業省 別館 1038会議室

### 〔出席者〕

（委員）前田主査，林副主査，岩見，沖森，甲斐，金武，杉戸，武元，東倉，松岡，  
松村，邑上各委員（計12名）  
（文部科学省・文化庁）匂坂国語課長，氏原主任国語調査官ほか関係官

### 〔配布資料〕

- 1 第20回国語分科会漢字小委員会・議事録（案）
- 2 文化審議会国語分科会漢字小委員会委員名簿
- 3 文化審議会国語分科会漢字小委員会の議事の公開について（案）
- 4 これまでの検討結果（第1次・字種候補素案）
- 5 『出現文字列頻度数調査（上・下）』（文化庁，平成20年3月）

### 〔参考資料〕

- 1 文化審議会国語分科会運営規則
- 2 文化審議会国語分科会の議事の公開について
- 3 国語分科会漢字小委員会における審議について（平成20年2月1日）
- 4 漢字出現頻度表 順位対照表（Ver. 1.3）
- 5 候補漢字の選定手順について

### 〔経過概要〕

- 1 事務局から出席者の紹介があった。
- 2 文化審議会国語分科会運営規則に基づき，委員の互選により，前田委員が漢字小委員会主査に選出された。
- 3 文化審議会国語分科会運営規則に基づき，前田主査が林委員を副主査に指名し，了承された。
- 4 事務局から配布資料の確認があった。
- 5 事務局から，配布資料3「文化審議会国語分科会漢字小委員会の議事の公開について（案）」の説明があり，了承された。
- 6 前回（第20回国語分科会漢字小委員会）の議事録（案）が確認された。
- 7 事務局から，配布資料4，5，参考資料3，4，5についての説明が行われた。説明に対する質疑応答の後，配布資料4に基づいて意見交換を行った。
- 8 次回の漢字小委員会は，5月26日（月）午後2時から4時まで開催すること，また5月19日（月）の昼までに配布資料4についての意見（候補字種の適否等）を国語課まで送付することが確認された。なお，次回の漢字小委員会の会場については，事務局から改めて連絡することとされた。
- 9 質疑応答及び意見交換における各委員の意見は次のとおりである。

## ○前田主査

最初に今の事務局の御説明につきまして、分かりにくいところなどがあれば、御質問を頂きたいと思います。

これだけの量になりますので、分かりにくいところもあるかと思えます。比較的最近になってから配布資料4にあるような表の検討に入ったわけですが、中でも、最後に御説明いただきました『出現文字列頻度数調査 上・下』、これが非常に大きなポイントになっておりまして、参考資料5「候補漢字の選定手順について」では、1字ごとの使用頻度に順位を付けて、それによって選定手順を考えていったのが第一段階で、その点では比較的機械的に進めることができたわけです。ところが、それがどのように使われているのか、つまり、使用頻度だけではいけませんので、語としてどう使われているのかといったことを考えることが必要であろうということで、私どもは『出現文字列頻度数調査』というものを作ってもらったわけです。これがかなり難航しまして遅くなった。そのために検討が後の方に回ってきたといったことがありました。その点は、お察しいただければと思います。この『出現文字列頻度数調査』の作り方についてもいろいろなことがあるわけで、語彙表としてこの頻度を挙げることができればもっと分かりやすいんですけども、それを作るのには非常に時間が掛かりますので、これは「文字列」とありますように、3字に区切って頻度を挙げてあるわけです。したがって、区切ってということは、助詞が付いているものなどは、付いている助詞によってみんな別になっているといったことがありまして、これを読み解くのにもちょっと手間が掛かったわけです。

いずれにしても、そのような形で漢字一つ一つの使われ方を検討することができまして、前から予想では分かっていたことでも、これを見ると、改めて「なるほど、名前にはばかり使われているんだ」とか、そのようなことが分かってきたわけで、その点では非常に重要な資料であったと思っております。そのような資料を使つての調査がこのたびの6回ほどの漢字ワーキンググループの検討で行われましたので、その結果を中間報告の形ですけれども、今、示しまして、皆さんに御意見を伺って、これからそれを反映した形で後の整理をしていきたいと考えているわけです。

そういうことで、取りあえずは、その表の作り方、そのほか、ただ今の御説明につきまして、説明の分かりにくい点などを御質問いただければと思うわけです。どなたか御質問はございませんか。

それでは、特にないようですので、この表の作り方につきましては、ただ今の御説明でお分かりいただけたと受け取りまして、先に進みたいと思います。

今度は、配布資料4についての協議です。ただ今の事務局の説明を受けまして、配布資料4についての協議をしていきたいと思えます。もちろん、ここに挙げてあるものだけでなく結構ですけども、差し当たって漢字ワーキンググループの方でもいろいろな意見が出たことが幾つかありますので、そのうち、ここでは三つの論点を挙げておきました。具体的に細かい問題から言うと、①「俺」を「入れる候補漢字」とするかどうかということ。これは、かなり議論になって、いろいろ御意見があったわけですが、これについて何か御意見はございませんでしょうか。具体的には、いわゆる代名詞に漢字を当てるかどうかということがあって、最初の段階では代名詞は仮名で書けばいいということもあったわけです。けれども、言葉によりましては漢字を当てるのが習慣となってきたわけです。その中で、「おれ」という言葉は漢字で書かれることがあったわけですが、常用漢字などの問題から、一応は漢字で書かない候補になっていたわけですが、今回、実際の調査の例を見ますと、使用率はかなり高いわけです。これを入れるかどうかということについては、見方が立場によって変わってきますので、その辺のところについて御意見を頂ければと思うんですが、いかがでしょうか。

○松岡委員

もう一度、漢字ワーキンググループで、「俺」を入れないという御意見が出たという、その根拠を聞かせていただきたいと思うんですけども。

○氏原主任国語調査官

「私」は常用漢字表に入っていますが、「俺」は、「私」に比べて、公的な場面というよりは、俗な、砕けた場面で使う語であるということがあります。そもそも常用漢字表は一般の社会生活における漢字使用の目安ということですから、どちらかと言うと、ある面では公的な場面での使用ということを意識しているわけです。ですから、そういう性格の常用漢字表に、極めて私的な場面で使う「俺」という漢字まで入れる必要はないだろう、というのが入れなくていいという御意見を出された委員の根拠です。

○松岡委員

私は「入れる派」なんです。それはなぜかと申しますと、翻訳をやっている立場から申しますと、英語の場合、「俺」も「私」も「僕」も「あたい」も全部「I」なわけです。それで、それを文脈に応じて、この「I」はどのようなニュアンスで言っているのかというのを判断して、その時々で、男の人ならば「僕」にしたり、場合によっては、このごろは「俺」と言うお嬢さんたちは一杯いますけれども、そういうことも含めて、押し量って選んでいくわけです。

ですから「俺」というのが、今何うと、砕けた場面とか、俗な場面とか、極めて私的というものが根拠だとすれば、ほかの漢字の中にも非常に私的で極めて卑俗で砕けた場面でもしか使わない漢字というのがあまたあるのではないか。だから、その論拠はそういう意味でも一つ崩れる。それから、「俺」という言葉は、今申し上げたように、相手との距離を測る上で非常に大事なんです。一つは、私は、どこで「俺」を使うかと言うと、同じ人物でも場面が違えば、公的な場面では王様などでも「私」と言うけれども、全くプライベートなところで権力を誇示するようなどときには、「俺」と言うというように使い分けているんです。そのときの私の基準は、実は筒井康隆さんの小説なんです。筒井康隆さんの小説というのは、基本的に個人の一人称で語られて、ほとんどが「俺」なんです。それで、私は男性の友人に聞きまして、相手がだれであれ、声に出して言う場合はいろいろで、多くの場合、公の場合では「私」とか、せいぜい「僕」とかだろうけれども、心の中で自分を主語にして考えるときには何を使うかと、ほとんどアンケートみたいにしてやったことがあります。それを翻訳の「俺」を使う場合の参考にしようと思ったんですが、一人で考えるようなどときには、大体の方が「俺」だということでした。そういう言葉を、ほかの語は漢字を当ててもOKで、「俺」だけは平仮名で行きましょうというのもおかしい話ではないか。そういうのが入れることを支持する私の意見です。

○甲斐委員

私はちょうど松岡委員と反対の立場にあります。『国語関係答申・建議集』の224ページのところに常用漢字表の性格というのが載っているんです。常用漢字表は、文化庁から出ている冊子で言えば、『公用文の書き表し方の基準』というものにも収められていて、「公用文」という名称が付けられている。224ページには「常用漢字表は、法令・公用文書・新聞・雑誌・放送等、…」というのがあって、その例外として「科学・技術・芸術等の各種専門分野や個人個人の漢字使用」ということで、これは別だと書いてある。したがって、私は小説とか文学の世界での使い方というのは自由であると思っております。これ

はその制限には行かない。これは、もう前の「当用漢字表」からそうだと思っているんです。したがって、「法令、公用文書等」の中においては、「俺」という言葉は、その中に載っている小説の中には出るかもしれない。それから、新聞記事の中で、犯人が「俺はばかなことをした」と言うのを直接引用するときはあるかもしれませんが、しかし普通の記述には出てこないんじゃないかということで、私は「俺」というのは入れなくてよいのではないかと考えております。入れなくても、それは小説で使うことを制限することではなくて、それは別だということだと思っております。

#### ○松村委員

私も「入れない派」の方なんですけれども、常用漢字の字数そのものを今回2,000字程度、多くても2,200字を超えないというところで大きな枠を設けた中では、選定の基準としては公の場で使われる漢字を主としてという、今、漢字ワーキンググループの中で争点となったその意見で通した方がいいのではないかなと思います。そうしないと字数的にまず多くなる。それから、私は学校教育に携わっているものですから、私的に子供たちがどういう言葉を使うか、「俺」を使おうと「私」を使おうと、それはいいんですけれども、公の場では「わたし」「わたくし」をきちんと使い分けられる生徒を育てたいと考えております。そこで使う漢字として、「俺」も「私」と同じように認めるという方にはくみしたくないという気がいたします。砕けた場面で使う漢字としてはいいだろうけれども、一般の公の漢字使用の目安として字数的な制約のある常用漢字表の中にあえて入れることはないと思います。

#### ○金武委員

新聞記者としては書ける漢字が多い方がいいので、もちろん「俺」が入れば、それはそれで便利だという意見が出るでしょう。けれども、ちょっと個人的な意見になるかもしれませんが、基本的には入れない方がいいという、お二人の御意見に賛成なんです。というのは、新聞では、まず常用漢字表を守っているときに一番不便なのは、漢字の熟語になったときに、交ぜ書きになってしまうことなんです。「破綻」のように、一つが表外字になっているような場合に、「たん」を平仮名にしなければならないというのは、批判もあるし、よろしくないという意見が圧倒的です。けれども、「俺」という字はまず熟語を作らないので、仮名書きにしてもそんなに読みにくくないだろうと思っております。もう一つは、今おっしゃったように、新聞の記事の中ではほとんど出てこないですね。引用する場合に使うとしても、仮名書きにして、犯人が「おれは…」と言っても少しも読みにくくはないという点で、もちろんあれば、使いやすいかもしれないけれども、なくても新聞としてはそれほど不自由はしないのではないかと思います。

#### ○前田主査

この問題は、どちらも伺っているともっともな点があるわけで、漢字ワーキンググループの方でもどちらとも決め難いところがあったので御意見を伺ったわけです。けれども、今日はどちらかに決めるということではなくて、皆さんの御意見を伺って、また漢字ワーキンググループの方でも、ただ今も話が出ましたように、ほかの漢字との関連で全体的に、あるいはこの漢字表の性格といったことも併せ考えて決めていくということが必要になると思います。ただ今の御意見を参考にして更に検討してみたい、そしてまたこういう形にしたいというふうな形で申し上げたいと思いますので、今日はそのほかになければ、御意見を承ったということで、先に進めさせていただきたいと思っております。

### ○甲斐委員

そうすると、今の前田主査のお考えで言えば、先ほど科学とか芸術を省くことが何十年来の扱いだったという、そのことについて、芸術も対象として入れる考えもある、芸術の制限までであるということを今言われるわけですか。

### ○前田主査

いや、そういう意味ではないです。漢字ワーキンググループで集まった時に、今、甲斐委員のおっしゃったような文面の意味を、このようなことだと考えて、こう判断するといった結論を出しましたら、それに応じてこの漢字小委員会にまたそういう意見を出させていただきます。その上で皆さんに御納得いただければ、今ここで判断するという事は、もちろんそういう場合もあり得ましようけれども、今の場合は、一応両方の御意見が出たわけで、改めて漢字ワーキンググループとして集まって、それについて意見をここで出すという形は採らないという意味です。ですから、今日出た御意見を参考にさせていただいて、全体的にどう判断すべきかということで、決めた結果を出して、それについて御賛同いただけるかということを変更して問う、そのような考え方で進めたいと思っております。

### ○氏原主任国語調査官

先ほど甲斐委員がおっしゃったことに関連して、『国語関係答申・建議集』の224ページ、「常用漢字表は、法令・公用文書・新聞・雑誌・放送等、一般の社会生活で用いる場合の、効率的で共通性の高い漢字を収め」という記述に関して言うと、確かに「俺」は、法令とか公用文書とかではほとんど出てこないと思われませんが、雑誌や放送などでは出てくる可能性があると思います。ですから、漢字ワーキンググループで検討したときにも、科学とか芸術とか技術とか、その関係から議論したのではなく、一般の社会生活で用いる漢字として、雑誌であるとか、それからウェブサイトの調査でも非常に頻度が高く出ていますので、そのことを前提として、一般の社会生活で用いる場合の漢字として入れておく必要があるかどうかということで議論したわけです。小説や、芸術の制限にまで踏み込んでいこうといった前提での話ではなくて、飽くまで一般の社会生活の中でこの漢字が必要かどうかという前提で、漢字ワーキンググループでの議論がなされたということです。

### ○林副主査

ちょっと補足的な、雑音になってしまうかもしれないんですけども、誤解のないように私なりの理解で申し上げます。今ここで御意見を伺いたいと思ったのは、「俺」という字を入れるか、入れないかという、これについて結論を出したいということでは必ずしもなくて、これは前田主査、それから今、氏原主任国語調査官がおっしゃったことに含まれているわけですが、これはちょっと象徴的な面がございます。参考資料5の2枚目というのをちょっと御覧いただきまして、「漢字出現頻度調査(3)」、1～500位で、四角で囲んであるのが常用漢字表に入っていない字でございますが、これをずっと見ていきますと、500番に近いんですけども、下から2段目にもう「俺」というのは出てくるんです。常用漢字表に入っていないけれども、頻度が非常に高いし、この漢字については非常にフォーマルな場合に使われるのはちょっと違う。これは最初に氏原主任国語調査官がおっしゃったとおりなんですけど、この漢字表の性格にかかわるいろいろな問題を集約的に持っているものですから、それで、これを例にして皆さんの御意見をお伺いすれば、これからの判断や考え方にもいろいろそれを参考にさせていただけるのではないかなということですから、今日ここでこれを入れる、入れないという決定をすることが目的ではないということを重ねて申し上げたいと思います。

○前田主査

時間のこともありますので、その問題は、また、漢字ワーキンググループの結論が出ましたら、それをまた全体的に御検討いただくということにしまして、先に進めたいと思います。2番目のところですけども、常用漢字のうち、外す候補漢字6字の扱い方について、御意見を頂ければと思います。この6字につきましては、先ほど事務局の方で御説明いただいたわけですけども、全体的にどのように扱うかということについて、ここで、御意見を頂ければと思います。

○金武委員

基本的には外すことに賛成です。ほとんど頻度も少ないようですし、現在新聞が使っていないのは膨脹の「脹」だけですが、多分ほかの字でも、ここにあるような字はほとんど新聞紙上でも今は使わなくなっておりますので、それほど不自由は感じないのではないかと思います。ついでに言えば、現在、新聞がまだ使用していないと決めた常用漢字はほかにもありますので、そのうちの幾つかは削りたいという意見が新聞社方面からは出るかもしれません。

○杉戸委員

これは質問の形になりますが、この6字もなんですが、この2500位以下の常用漢字は先ほどの参考資料5の8／8ページに6字載っているわけですが、これらについての検討の経過の中で、文字単位で外すか残すかという検討以外に、その文字を含む熟語というか、単語単位での検討がどれくらいなされたのか。そしてそれが配布資料4の3／7ページの「別表に入れる可能性のある候補漢字」というか、熟語ですが、そういうものにこの2500位以下の常用漢字を含む熟語がどのように検討されたかという、そのところをお教えいただきたいと思います。2500位以下の常用漢字で別表の候補は、今ないわけですよ。

○前田主査

これら6字は常用漢字だから、別表に挙げていないわけですよ。

○杉戸委員

常用漢字だから、どういう単語であろうと使われてよいということでしょうか。

○前田主査

そのことについて御説明をということですが、事務局から…。

○氏原主任国語調査官

これは、全部語単位でも検討しました。ただし、検討はしていますが、この新しい資料を使っては検討していません。要するに、1字1字検討したと先ほど申し上げましたけれども、1字1字を検討するときには、どういう熟語があるのかとか、どのように使われているかということをそれぞれの委員の見識で意見交換していますので、その中で、例えばこの常用漢字に挙がっている銚鉄の「銚」とか「錘」、それから「勺」とか、これらについてはほとんど有力な熟語を作らないのではないかとといったことは十分検討した上で、更に法令でも使われていないかを確認しています。もちろん、さっき申し上げたように、銚鉄の「銚」は、「製銚」などという語が法令の中に出てくるとか、そういうことも確認した上で、一応全部1字1字といっても、結局どういう語で使われるかということを見な

い限り検討できませんので、その作業はやっています。ただ、飽くまでも委員のそれぞれの見識で検討したということになりますけれども。今後、こういう新しい資料に基づいてもう一度確認するという作業は必要だと思いますが、正に杉戸委員がおっしゃったような観点からも検討して、これについては要らないのではないかという結論が漢字ワーキンググループで出たということでございます。

#### ○前田主査

そのとおりですが、もちろん「見識」と言っても、辞書などはそばに置きまして、その都度必要があると思えば、調べながらということになります。

#### ○杉戸委員

これも今後の検討で、あるいは再確認ということになるかと思えます。例えば、2500位以下の常用漢字の4文字目に拷問の「拷」の字があります。これも、法律には使われるけれども、よく見る熟語としては「拷問」だけではないかと思うんです。これは法令なりに載っているから常用漢字として文字として残ったという経緯だろうと想像はするんですけども、その「拷問」という単語だけを別表の方に載せるという発想はこの先更に検討されていいんじゃないかと思うんです。遵守の「遵」、これもそう思います。という意味で見ると、かなり限られた単語での文字遣いがこのグループにはある。それが、「別表」というものができるわけですから、今までそれがなかったわけですから、仕方なかったわけですけども、「別表」というものを作るとなると、特に文字としての使用頻度の低い文字については、単語への集中度といましようか、それが検討の重点的なポイントになっていだろうと思います。

#### ○氏原主任国語調査官

今の部分はすごく大事なところだと思います。それで最初の説明の中にも実はちょっと入れ込んだつもりだったんですが、今おっしゃったように、例えば「拷」は「拷問」にしか使わないだろうというのはそのとおりだと思うんです。ただし、検討の中で、今の常用漢字の中で頻度の低いものをどうするかというときにいろいろ議論したわけですが、その中で、冒頭に申し上げたように、現在の憲法に使われているものは外さないという大きな原則を一つ立てたんです。確か「拷問」も憲法の中に出てきたと思うんです。ですから、そういう意味で、その方針自体がいいかどうかということはありませんけれども、「別表」になりますと、これは表内から表外へ出るわけです。ですから、「別表」に入った途端に常用漢字表の表内字から表外字になる。そうすると、今まで当用漢字表以来、当用漢字、常用漢字と来たものが、そういうものではなくなるということで、それを今回は避けようと考えたわけです。これまで少なくとも「憲法漢字」という言われ方をよくしてきましたけれども、そういう形で入ってきたものについては尊重していこうというのが漢字ワーキンググループで出した結論です。よく問題になるような「朕」などにも今回触れていないというのはそういうことで、あの字は、もちろん公布文の中で出てくるだけなんですけれども、それもこれまでと同様に扱っていこうということで、憲法に使われているものについては基本的に、これも随分いろいろ議論した結果、いじらないようにしようというのが漢字ワーキンググループで出した結論であるということです。

#### ○杉戸委員

憲法に用いられている文字を尊重するという立場は、私は基本的に守るべきだという意見に賛成します。ただ、それ以外の単語について、これから先、吟味が更に重ねられるこ

とを期待したいということになります。

○甲斐委員

その6字を外す方向というのは、文字が減るという意味ではいいんですけども、例えば、この中に尺貫法に関係する漢字が入っていますね、すると、熟語はないんです。熟語はないけれども、もっと大きな単位は常用漢字の中にある、ところがこの単位だけはもう漢字を切ってしまうというのはどうなのかといった意見が、将来パブリックコメントなどで出てくるのではないかと。前の常用漢字の改定、つまり、当用漢字から常用漢字になるときに、幾らか削るという案を出して、毎回崩れているんです。ですから、私は、削る方はよほど慎重に、外す方向で考えたかどうかではなくて、外せるかどうか検討しようぐらいにした方がいいのではないかと少し心配いたします。

○前田主査

これは、よほど慎重に検討しなければいけないというのは、そのとおりだと思います。ただ、全体的な方針から使用頻度というものを中心に重視しておりますので、その辺とのバランスでどう考えられるかということですね。そのようなことで漢字ワーキンググループの方でも意見が出ましたので、ここに出ておられる委員の皆さんの御意見はどうかということをお伺いしたいと思います。

○松岡委員

今の全体に関して、さっきの「俺」も含めてなんですけれども、確かに、使用頻度絶対ではないけれども、かなり重視すべき要素、もう実際にこの社会で現在の日本語として使われているんだという事実は相当重んじなければいけない。そこに価値観を入れるというのはとても危険だと思うんです。例えば「俺」というのも確かに好ましい言葉ではない。「だから」という方向に行くのはちょっと危険じゃないかなと思います。削る方向に行くにしても、取り上げるにしても、そのところはなるべく価値観は入れない方がよいのではないかとというのが、私の基本的な考えなんです。

○前田主査

この問題は、どうもやはり迷うところがあって、まだ結論が出ていないということですけども、今日御意見を頂いた方以外にも、後でまた御意見を頂くことができればと思います。いずれにしても、これについても漢字ワーキンググループでまた検討してみたいと思います。

それでは3番目のところですけども、先ほど最後の方でお話ございましたように、来週の月曜日までに各委員から外す候補漢字を、場合によっては入れる候補漢字を出していただいて、そしてそれを検討させていただくことにしたいと思いますので、そのようなやり方でよろしいでしょうか。

○武元委員

来週の月曜日までというお話だったんですけども、例えば、都道府県名では、岡山の「岡」、奈良の「奈」、大阪の「阪」が候補漢字Sに入っております、それ以外の字がAやBに入っているという状況になっているわけです。都道府県名にかかわるものについて、それを入れるのか入れないのかといった基本的な考え方をはっきりしておかないと、大阪の「阪」や岡山の「岡」や奈良の「奈」は入ったけれども、山梨の「梨」やら何やらは要らないのではないかとというのは、これはちょっとおかしい結論になってしまうんじゃないかと。

ないかと思うんです。つまり、奈良の「奈」や大阪の「阪」は出現頻度が高いので常用漢字表に入ったけれども、栃木の「栃」や茨城の「茨」は外れたということになると、これはちょっと問題になってしまうのではないのでしょうか。

それから、氏原主任国語調査官が、冒頭の御説明の最後のところでおっしゃった藤原の「藤」ですね。こういうものは、前に申し上げたことがあると思うんですけども、造語力自体は非常に小さいものであって、固有名詞の中で使われることが多いことはもう間違いないことだと思うわけです。そういうものを常用漢字に入れるべきなのか否かというのは、何か個々の人間の考え方でそういったところで結論が出るのかなという危惧が私にはあるんです。何かその辺の考え方を漢字ワーキンググループの方に押し付けるという意味ではございませんけれども、考え方をはっきりさせておかないと混乱するばかりではないかという気がするんでございます。

#### ○前田主査

これについては、漢字ワーキンググループの方としては、やはりほかの漢字とのかかわりということについて気にかけているわけです。もちろんその全体についてはまた改めて御説明をする必要があるかと思っております。具体的なことで申しますと、今の「阪」とか「岡」ということにつきましては、都道府県名ということの一つのグループと考えて、それ以外の市町村などについてどういう形で扱うかということでの整合性のあるものを考えたりしております。また、動物名とか、植物名とか、そのようなものについても、これを入れる、これを入れないと1字ずつ考えるのではなくて、そういったものを全体としてこの使用頻度の中で多いものから挙げていって、それらを併せて考えていく。ただ、基準というのは非常に難しいところがあって、一つの基準だけではなかなか行かないですね。例えば、「葛藤」という言葉が「藤」という字の場合にはあるとか、そのほかのほとんどは、これは固有名詞に使われているものとか、そのようなことも考えることとなりますので、「藤」なら「藤」という植物名と単純にはちょっと言えないところがあって、いろいろな面を考えていく必要がある。ある字は振り仮名を付けて使えばそれでいいんじゃないかということもあり得ましょうし、それから新聞社でもいろいろ御苦心いただいているように、語としてその漢字を使わない、別の言い換えの表現があるかどうか、適切なものがあるかどうかとか、そういったこともありますし、理由として考えられることで挙げられたところは幾つもあるわけです。けれども、これは今度は個別の字の問題と、それから一まとまりのものとの問題と、両方を絡めて考えなければいけない、総合的にバランスを考えていくということになりますので、その辺りのところはこの一つの手順で考えるという先ほどの頻度を問題にする場合とは、ちょっと違った扱い方が必要になってくると考えておまして、その点で説明の仕方には非常に難しいところがあると思っております。事務局からも補足をお願いします。

#### ○氏原主任国語調査官

それでは、1、2点、補足いたします。

都道府県名については、前期にさんざん議論した結果、都道府県名に使われている表外漢字は全部入れようという話になっています。ですから、これを外すということは特別なことがない限りあり得ない話で、全部入れることが合意されていると思っております。ただし、さっき申し上げるのは、全部で11字ありますけれども、「熊」や「鹿」のように、そのまま動物名にも使えるようなものもあれば、大阪の「阪」とか、岡山の「岡」のように、現在入っている常用漢字との使い分けが問題になるようなもの、あるいは、岐阜の「阜」や、「埼玉」の「埼」のように恐らく「岐阜」や「埼玉」にしか使わないだろうというものも

ある。つまり11字といっても、頻度だけではなくて、その使われ方の差がすごくあるわけです。ですから、全部入れるということを前提にしても、その入れ方がなかなか難しいんじゃないかということで、漢字ワーキンググループでもいろいろ議論があったのでさっき申し上げたということです。

それから「藤」につきましても、固有名詞が圧倒的に多いんですが、さっき申し上げたように「葛藤」、それから「藤色」とか「藤棚」とかも、若干ある。ですから、漢字ワーキンググループでもかなり迷ったんですが、「藤」を最終的に入れる候補として残したというのは、固有名詞がほとんどなんだけれども、「葛藤」だけで700を超える用例があるということと、それ以外にも「藤色」とか「藤棚」とかが少ないけれどもあるということで、一般語としても使われているという判断で残したということです。ただ、固有名詞が主であるということはそのとおりです。そういうことを『出現文字列頻度数調査』で確認することができるようになりましたので、これから、この資料を使って「藤」以外の字も1字1字見ていきますということで、申し上げたということでございます。

○松岡委員

さっき金武委員がおっしゃった、それではこれは常用漢字として認めないことにしようと言って、では交ぜ書きにするとしたときに、どういう語になってしまうのか。例えば「葛藤」の「藤」がだめなら、「葛とう」と書くことになるわけですね。

○氏原主任国語調査官

その「葛」も表外漢字です。

○松岡委員

そうすると、両方平仮名にしないといけないということになるんですね。

○氏原主任国語調査官

そうです。あるいは「葛藤」と書いて両方にルビを振るかですね。

○松岡委員

なるほど。それではちょっとどっちにしますかね。でも、一つの基準として、交ぜ書きにした場合おかしくなるというのだったら、それは別表に入れるとか、何か別の選択肢で分かりやすい、それからイメージしやすいということを重視していくというのは、一つの基準ではないかなと思いました。

○武元委員

それに関連してなんですけれども、結局、常用漢字表からは外した方がいいんじゃないかと思った漢字がある、しかし、それは何らかの意味合いがあると考えられるものは当然出てくるだろうと思うんですね。そのとき、その字を移す箱というのは、この別表という一つの箱だけなんですよね。

○氏原主任国語調査官

はい。今のところ、そうですね。だから、完全に外れてしまうか、別表というところにとどまるかということしかないわけです。ですから、そういう意味で、「特別漢字」などということが話題になっていた時は、文化の継承という観点から必要な字は「特別漢字」という枠に入れようという話もありました。けれども、今はどちらかと言うと、余り複雑

にしない方がいいというもう一つの合意事項ができていますので、なるべく単純にということで、今、「本表」があって、今ある「付表」があって、それに「別表」がくっ付いていると、三つあるわけです。更に複雑にするかどうかという問題はあります。

#### ○武元委員

この別表中にさっきおっしゃった「弥生」が入っていたとすると、非常に違和感があると私は思います。つまり、ここにあるのは難しいいわゆる漢語が並んでいますけれども、おおよそ漢語であって、一つ、二つはありますけれども、この中に「弥生」が入るのは、私は非常に違和感があるような気がします。

#### ○杉戸委員

個別の例を一つの例として持ち出しますと、「菩薩」とか「菩提」の「菩」の字です。これが配布資料4の1/7の候補漢字Aのグループで、「本表に入れる可能性のある候補漢字」の中に入っています。1/7ページの下から6行目のところに入っています。これが、かつての参考資料5で行きますと、1501~2000位の間、4/8ページの下から9行目にあります。それから、「菩薩」の「薩」の字は、行ったり来たりで恐縮ですが、配布資料4で言いますと、「入れない可能性の高い漢字」の方になって、4/7ページの候補漢字Sに入っていた文字として並んでいます。単純に順位からすると、「菩薩」の「薩」の字は、1388位でした。それから「菩」の方は1834位でしたね。1800位台だったものは残す方に提案され、1300位台だったものがSであったにもかかわらず入れないとされている。それはいろいろないきさつがあったんだろうと推測しつつ、それで今日のこの『出現文字列頻度数調査』で文字を探しますと、「菩薩」「菩提」が語例として出てくる上巻の638ページにずらっと並んでいます。お尋ねしたい焦点として「菩薩」の「菩」の字を選び、「薩」の字を入れない方向で考えたこの案は、この配布資料5の熟語としての「菩提」とか「菩薩」といった頻度の高い、多分これが出てくるのは、二つの単語だけだと思うんですけども、その頻度を考慮されて、「菩提」の「提」の字は、「ダイ」という音訓は入っていないかもしれないけれども、文字としては表内字となる。それで「菩」を入れれば「菩提」は救える。そういう配慮で「菩」の字を今後入れる方向で考えられたというような、つまり熟語を考慮して文字単位で検討されたということがあるかどうか。そして、その場合に、その熟語としての頻度の程度はどれくらいが目安になったのか。そういう検討はあったんでしょうかということです。この638ページをざっと見ますと、「菩提」はそんなになくて700ぐらい、「菩薩」はもっと多いみたいです。宿題をやる上で、文字として残すかどうか、そして、「別表」がやはり私としては気になるんですけども、「別表」として登録すべき熟語、この場合、私は「菩薩」か「菩提」は、もし「菩」という文字を本表から外すとするれば、少なくとも「別表」では検討されてもいい単語だと思うんですが、そういうところの、これまでの漢字ワーキンググループでの検討の目安というか、条件にされたことを教えていただければと思います。

#### ○前田主査

具体的なこの字についてのことを正確にちょっと今私はお答えできないんですが、これについて話題になったことは確かですけども、どういう経過だったですかね。

#### ○杉戸委員

私が申し上げたのは一例として申し上げたので、考え方として、熟語の頻度はどのように考慮されるかといったことです。

○前田主査

熟語の頻度も一般的には考慮しておりますが、この語がどうだったかということについては今ちょっと私自身は答えできないんですけども…。ちょっと…。

○氏原主任国語調査官

実は、「薩」は非常に話題になりました。この資料で見ると、要するに「薩」で多いのは「菩薩」と「薩摩」です。「薩摩」は旧国名で少し事情が異なりますが、「菩薩」とか「菩提」とか、こういうのは要するに音訳字として音を当てているわけです。そういうものについては、例えば「阿弥陀」などもそうですが、基本的には入れる必要がないんじゃないかといった合意が漢字ワーキンググループの中で確認されて、「薩」も外れているわけです。「菩」だけ残っているのは、新資料を使って再検討した時に、「薩摩」の「薩」を外すのだったら、「菩」も外してもいいんじゃないかという意見も結構出たのですが、新資料を使った検討がまだ途中で終わっているために、そのまま残っているものです。

「薩摩」の「薩」については、一つは「菩薩」をどうするかということで、音訳字についてはやめようということ、それから、もう一つは「薩摩」のような旧国名まで入れ始めると、例えば「信濃」はどうなのか、ほかの旧国名はどうだろうかと、いろいろ問題が波及してくるので、固有名詞にかかわるものについては、都道府県名は入れるけれども、それ以外には余り波及させないようにしよう、というのが漢字ワーキンググループの考え方です。「菩提」についても外してもいいんじゃないかという意見が当然出ていたんですが、途中段階になっているので、この表にはそのまま残っているということです。ですから、次に出てくるときには削られている可能性もあるということで、杉戸委員がおっしゃったところは漢字ワーキンググループの中ではかなり時間を掛けてきたところなんです。実はもう一つ言いますと、「琉球」の「琉」についても入れるか入れないかということで、非常に議論になりました。一応これまでの検討結果ということで、今、こういう形で、220字が挙がっていますけれども、「菩」については、「薩」が外れるのだったら外してもいいんじゃないかといった意見がかなり大勢を占めていた、ただし資料としてはそのまま残っている、というのが実際のところです。

○前田主査

だんだん思い出してきたんですが、「菩提」、それから「菩提薩埵」というのは梵語ですね。それで、梵語の音訳でそういう「菩」という字、「薩」という字が当てられたわけで、「提」もそうです。したがって、漢字自体の意味はない。だから、梵語自体については、音訳する場合にいろいろな当て方があって、古くは幾つもいろいろな形で当てられている場合もある。そのうち今一般に残っているものがそういう形でできて、しかも音訳の省略形になってくるわけです。省略形が使われるといったちょっと特別なケースで、その点ではいわゆる漢語の熟語の数として頻度がどうであるのかということとはちょっと一緒に扱いにくいということがあって、肝心の本来の意味がある程度理解されていて、それが、語としてほかの語形を作るという造語の面でも使われるということも考慮に入れて考えている。でも、それは一般論で、「菩薩」の場合には別の理由があるということですね。

○杉戸委員

ちょっとませ返すようですが、「旦那」などというのも、もとをたどると梵語で、「刹那」もそうだと思いますが、そういうのが別表の案に挙げられていますね。

○前田主査

ええ、そういうのも梵語の音訳ですから、ダーナパティとか、昔はダンオチなどという形でも言いましたけれども。

○武元委員

ちょっとお尋ねなんですけれども、もう既に考え方はどこかで示されていたのかどうか分からないんですけれども、現在の人名漢字との関係は考える必要がないのでしょうか。

○前田主査

これはどういう形で報告には書いてありますか。説明の中に書いてありますよね。

○氏原主任国語調査官

現在の人名用漢字は全部で983字ありますけれども、今回の字種の選定に当たっては、人名用漢字との関係については考えずに選定しています。ですから、字種選定がある程度終わって、それでは、人名用漢字との関係はどうなっているのかということを整理して、そこで必要があれば、入れることも考えようということで、漢字ワーキンググループの中では進めてきました。そういう意味で、最初からある面で特に配慮したのは新聞常用漢字だけです。ですから、人名用漢字については、最初にこれは人名用漢字だからということでの議論はしていません。ただ、最終的には、おっしゃるとおり出来上がった漢字集合と現在の人名用漢字の漢字集合とを突き合わせて検討するという作業は必要だと思います。

○前田主査

それからもう一つ、名付けの場合の漢字については、これは何か前書きか何かででも、ある程度の意見を書いたらどうかということにはなっておりますが、これは今はまだそこまで検討していないところです。

そのほか、何かございませんでしょうか。いろいろ表を見て、また御意見が出てくるんじゃないかと思いますが、これは切りのないところがございますので。御意見については頂ければ、また漢字ワーキンググループで検討させていただくということでまとめていきたいと思います。そして、表になったものについて、また、場合によっては個別の漢字についても御説明をするような感じで、次回も引き続き時間を取りたいと思います。

それでは、これで、本日の漢字小委員会を終了したいと思います。